

香川県病院局組織規程及び香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県病院事業管理者 太田吉夫

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局組織規程及び香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
(香川県病院局組織規程の一部改正)

第1条 香川県病院局組織規程(平成19年香川県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>略</p> <p>県立病院(以下「病院」という。)</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(17) 科長</u></p> <p><u>(18)～(29) 略</u></p>	<p>(職の設置)</p> <p>第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。</p> <p>略</p> <p>県立病院(以下「病院」という。)</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(17)～(28) 略</u></p>
<p>(組織)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 香川県立中央病院の薬剤部に、薬剤管理科及び臨床薬剤科を置く。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(薬剤部)</p> <p>第14条 薬剤部においては、<u>調剤、製剤及び薬学的管理指導</u>に関することをつかさどる。</p> <p><u>2 香川県立中央病院の薬剤部各科の分掌は、薬剤管理科については調剤及び製剤に関すること、臨床薬剤科については薬学的管理指導に関することとする。</u></p>	<p>(薬剤部)</p> <p>第14条 薬剤部においては、<u>調剤及び製剤</u>に関することをつかさどる。</p>
<p>(病院の職員)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、病院に副院長及び院長補佐を、病院の事務</p>	<p>(病院の職員)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、病院に副院長及び院長補佐を、病院の事務</p>

局に事務局次長、主幹、技師長、副技師長、副主幹、専門副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科、検診センター及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、科長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、副看護師長、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。

10 略

(職務)

第18条 略

2～13 略

14 科長は、上司の命を受けて、担任する業務を掌理し、当該業務を担当する職員を指揮監督する。

15～22 略

局に事務局次長、主幹、技師長、副技師長、副主幹、専門副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科、検診センター及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、副看護師長、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。

10 略

(職務)

第18条 略

2～13 略

14～21 略

(香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係） 医療職給料表(二)等級別基準職務表			別表第2（第4条関係） 医療職給料表(二)等級別基準職務表		
職務の級	基準となる職務		職務の級	基準となる職務	
略			略		
6級	1 略		6級	1 略	
	2 <u>科長、技師長又は副技師長の職務</u>			2 技師長又は副技師長の職務	
	3 略			3 略	
略			略		
別表第14（第20条関係）			別表第14（第20条関係）		
給料表	職員	割合	給料表	職員	割合
略			略		
医療職給料表(二)	1・2 略		医療職給料表(二)	1・2 略	
	3 技師長、副技師長、薬剤部長（	略		3 技師長、副技師長、薬剤部長（	略

	中央病院薬剤部長を除く。) <u>中</u> 中央病院副薬剤部長 <u>及び</u> 科長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員			中央病院薬剤部長を除く。) <u>及び</u> 中央病院副薬剤部長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	
	4 略			4 略	
略			略		

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。